

令和4年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年3月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年3月25日(金)午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画について

第5号議案 胎内市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年3月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番本間浩委員、4番南波雅子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、2月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月2日、竹島地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、澁谷委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月11日、令和3年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムがオンラインで開催され、南波委員、今井輝子委員、石栗委員が出席してございます。</p> <p>3月17日、築地地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、本間委員、浮須委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月18日、3月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>3月23日、新潟県農業会議第131回通常総会が新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、使用貸借権の再設定が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、乙地内の田及び畑について使用貸借の再設定をするもので、面積は22,378㎡、期間は令和4年3月25日から令和14年3月24日であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、高野地内の田について売買するもので、面積は1,713㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る3月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、使用貸借権の再設定が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が2件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は284㎡、建築面積は89.43㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は300㎡、建築面積は71.88㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第 2 号議案の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定及び利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、竹島地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は新発田市で認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 2,011 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第 3 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、11 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。

11 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 2 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は近隣農地を耕作しており、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>なお、売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 3 号議案の所有権移転の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から23番は、農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが4件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが8件、経営移譲により使用貸借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を再設定するものが10件の、計23件であります。</p> <p>1番から3番は、中間管理事業により8年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、15,000円から20,000円であります。</p> <p>4番は、中間管理事業により10年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>5番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,600円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>6番から10番は、労力不足により認定農業者等に4年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は3,200円から26,000円、またはコシヒカリ80kgであります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>11番と12番は、労力不足により認定農業者に5年間から9年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ30kgから80kgであります。</p> <p>13番は、経営移譲により10年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>14番と15番は、労力不足により認定農業者等に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から18,000円であります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>16番から20番は、労力不足により認定農業者等に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,500円から18,000円、またはコシヒカリ120kgであります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>21番から23番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から16,000円、またはコシヒカリ58kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から23番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の1番から23番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から23番は、農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが4件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが8件、経営移譲により使用貸借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を再設定するものが10件の、計23件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断い</p>

	<p>たしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から23番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
14番	<p>4番の中間管理機構を利用した契約ですが、これって田んぼの条件が悪いということ、それで使用貸借になったということによろしいでしょうか。</p>
議長	<p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、その通りでございます。条件不利地とのことであります。</p>
14番	<p>すいません、もう1点よろしいでしょうか。次の苔実の法人設立とのことで新しく入っているのですが、9番ですね。この農事組合法人はどういった法人なのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、新たに農事組合法人として苔実に事務所を置いている方がありますが、野菜を中心に作付けするとのことで今回法人の設立の運びとなりまして、後ほど利用権移転にもありますが、代表本人の耕作地を加えまして設立するというところでございます。</p>
14番	<p>この方は秋葉区の方でもやっているのですか。</p>
事務局	<p>住所は秋葉区ですが、農地は五泉市にある方です。この方が経営する会社が長池直売所を管理しており、新たに法人を立ち上げてということになります。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から23番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定の1番から23番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の24番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>

	(議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の24番をご説明いたします。</p> <p>24番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ70kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の24番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の利用権設定の24番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の24番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、第3号議案の利用権設定の24番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の24番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p>
	(議事参与委員・入室)
議長	<p>第3号議案の利用権設定の24番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第3号議案の利用権移転をご説明いたします。 議案書10ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権移転の1番から4番は、法人設立による利用権移転が3件、経営移譲による利用権移転が1件の、計4件であります。</p> <p>1番から3番は、移転する者が代表理事となる農事組合法人を設立したことによるものであります。</p> <p>4番は、後継者に経営移譲することによるものであります。</p> <p>どちらも利用権設定の内容に変更はありません。</p> <p>第3号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権移転の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権移転の1番から4番は、法人設立による利用権移転が3件、経営移譲による利用権移転が1件の、計4件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11番	<p>この法人は秋葉区でも法人作っていますよね。この方は。</p>
事務局	<p>申し訳ありません、秋葉区での法人設立の内容については、こちらでは存じておりませんでした。</p>
11番	<p>そちらの方でも代表者になっていて、またこっちの苔実の方で農事組合法人設立というのは、何か代表者が同じで2つの法人って税的にメリットとかあるんですかね。なんで2つ作るのか。</p>
事務局	<p>秋葉区の方では水稻がメイン、こちらの胎内市では野菜がメインとは聞いております。税制上のメリットについてはお調べして報告したいと思います。</p>
11番	<p>なんでわざわざ2つ作る理由はあるのか。</p>
事務局	<p>その辺についてはお調べしたいと思います。</p>

議長	<p>もう少し内容が分かり次第、次回の総会で報告したいと思います。 他に質問等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の利用権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 第 3 号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案について、ご説明いたします。 議案書 11 ページをお願いします。 第 4 号議案は、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標として、令和 7 年度までに 30%を目指すことが定められました。これに基づいて農業委員会及び市では、農業委員に占める女性委員の割合の目標設定と、女性登用の推進のための取組計画を策定するよう求められていることから、登用目標及び取組計画についてお諮りするものであります。 この目標は推進委員については求められておりませんので、あくまで農業委員においての目標でありますことをご承知ください。 表のナンバー4 で、農業委員の定数は 14 名でありますので、令和 7 年度まで目標 30%以上を達成するため、ナンバー6 にありますとおり、目標女性委員数は 5 名となっております。 ナンバー8 には登用に向けて取り組む事項が記入してございます。既存の女性農業者の集まりや農業団体等から情報収集し、啓発活動や働きかけを行っていくことが主な内容となっております。 ナンバー9 にはスケジュールが記載されております。令和 6 年 4 月の改選に向けて、来年度より取り組む時期が記載してございます。 この計画の策定状況や目標数につきましては、農林水産省のホームページで公表されることとあります。 また、今回配布いたしました農のかけ橋の最後のページに、新潟県の状況や制度の内容等が掲載されておりますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案を説明いたします。</p> <p>本日お配りした議案書を願います。</p> <p>この案件は、先週18日に発表された胎内市職員の人事異動の内示に伴いまして、4月1日付けで異動発令となる農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。</p> <p>異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、総合政策課へ転出することとなりました飯沼主任であります。</p> <p>また、同日付けで転入し、農業委員会事務局職員として任命される者は、農林水産課奥村主任であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和4年3月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年3月25日

議 長

3 番

4 番
